

引用・転載許諾についての指針

対象

本学会に帰属する、または監修・承認された書籍・印刷物・HPなどの内容

原則

著作権法の要件を満たしている「正当な範囲」*内の引用は著作権法に則り、許可なく引用は可能である（出典元の記載は必須）。ただし、「正当な範囲」を超える転載等は以下の規則に従う。

許諾可となる場合

目的

国民への情報提供、学術的発展に寄与、本学会における人材育成への寄与

著作者の許諾

対応委員会の承認を得ている

個人の著作者が関与している場合はその許諾を得ている

条件

本学会名と出典元の記載は必須

許諾不可となる場合

単なる商業目的

著作者の許諾条件に反する

2次利用

対象の2次利用は原則認めない。ただし、新たな申請により委員会審議、理事長決裁のうえ許諾することもある

対応委員会

学術委員長（または委員会）による審議、必要に応じて理事長決裁とする

なお、機関誌（神経外傷）関連、日本頭部外傷データベース関連、頭部外傷治療・管理のガイドライン関連の許諾については、それぞれ機関誌編集委員会、頭部外傷データベース検討委員会、頭部外傷治療・管理のガイドライン作成委員会で審議する

*「正当な範囲」内の引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録すること、換言すれば、自身の著作物の「従たる範囲」で他人の著作物を引用することを指す。